

変更後 (新)

現行 (旧)

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）第2の1に定める条件を満たす者で、さらに公告日に次の条件をすべて満たす者であること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）第2の1に定める条件を満たす者で、さらに公告日に次の条件をすべて満たす者であること。

業務の種類	建設コンサルタント		
営業所の所在地	九州管内に営業所を有すること。		
参加資格に関する事項	(1)平成27～28及び28～29年度に菊池環境保全組合において一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格を認定された者であること。 (2)建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「廃棄物部門」の登録を受けていること。		
施工実績に関する事項	平成18年度以降、元請として国内において受注した業務のうち、廃棄物処理施設に係る事業者選定アドバイザー業務並びに最終処分場実施設計業務の実績をそれぞれ1件以上有すること。		
配置予定技術者に関する事項	資格等	(1)PFI又はDBOによるごみ処理施設アドバイザー業務の実績を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。 (2)管理技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理が可能であること。 (3)照査技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり技術的取りまとめが可能であること。 (4)上記管理技術者及び照査技術者は、兼任しないこと。 <b>(5) 担当技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）及び1級建築士の資格を有した者を各1名以上配置しなければならない。ただし、兼任は妨げない。</b> <b>(6) 構造設計一級建築士または設備設計一級建築士を配置できること。</b>	
	その他	上記(1)～(5)	当該入札参加者と3ヶ月間以前より直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。
		上記(6)	本業務を遂行するにあたり、着手時から完了時まで配置が可能であれば、特に雇用の形態は問わない。

業務の種類	建設コンサルタント	
営業所の所在地	九州管内に営業所を有すること。	
参加資格に関する事項	(1)平成27～28及び28～29年度に菊池環境保全組合において一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格を認定された者であること。 (2)建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「廃棄物部門」の登録を受けていること。	
施工実績に関する事項	平成18年度以降、元請として国内において受注した業務のうち、廃棄物処理施設に係る事業者選定アドバイザー業務並びに最終処分場実施設計業務の実績をそれぞれ1件以上有すること。	
配置予定技術者に関する事項	資格等	(1)PFI又はDBOによるごみ処理施設アドバイザー業務の実績を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。 (2)管理技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理が可能であること。 (3)照査技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり技術的取りまとめが可能であること。 (4)上記管理技術者及び照査技術者は、兼任しないこと。  <u>(新設)</u>  <u>(5) 構造設計一級建築士または設備設計一級建築士を配置できること。</u>
		その他
	その他	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

変更後 (新)

現行 (旧)

第1章 総則

第11節 管理技術者及び照査技術者等

- (1) 受託者は、クローズド型最終処分場整備に係る計画、設計業務（一般廃棄物又は管理型産業廃棄物）の実績を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置し、迅速で正確な業務を執行しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり技術的取りまとめを行わなければならない。なお、照査技術者は、上記管理技術者との兼任は認めない。
- (4) 担当技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）及び1級建築士の資格を有した者を各1名以上配置しなければならない。ただし、兼任は妨げない。

第1章 総則

第11節 管理技術者及び照査技術者等

- (1) 受託者は、クローズド型最終処分場整備に係る計画、設計業務（一般廃棄物又は管理型産業廃棄物）の実績を有する管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置し、迅速で正確な業務を執行しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり包括的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）の資格を有し、業務の全般にわたり技術的取りまとめを行わなければならない。なお、照査技術者は、上記管理技術者との兼任は認めない。
- (4) 担当技術者は、技術士（衛生工学部門の廃棄物管理、廃棄物管理計画又は廃棄物処理）及び1級建築士の資格を有した者を配置しなければならない。